

那覇港港湾脱炭素化推進協議会規約（案）

（設置）

第1条 沖縄県における物流・人流の結節点である那覇港の脱炭素化を推進するため、那覇港管理組合が作成する「那覇港港湾脱炭素化推進計画」に対し、港湾関係者の意見及び脱炭素化の取組を反映させるため、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の3第1項の規定に基づき、那覇港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（目的）

第2条 本協議会は、那覇港において、法第50条の2に規定される、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「港湾脱炭素化推進計画」という）の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

なお、協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

（所掌事務）

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関すること
- （2）港湾脱炭素化推進計画に基づき実施される事業に関すること
- （3）港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関すること
- （4）その他目的達成に必要な事項

（事務局）

第4条 協議会に係る事務は、那覇港管理組合が処理する。

（組織）

第5条 協議会は、法第50条の3第2項の規定に基づき、別表に掲げる構成員等によって構成するものとする。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 協議会の会長及び副会長は事務局が推薦し、協議会の構成員の承認により定める。
- 4 会長は、会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、会長の職務を代理する。
- 6 協議会が必要と認めた場合、構成員等を追加できるとともに、協議会に構成員等以外の者の出席を求めることができる。
- 7 構成員は、やむを得ない理由により退会の必要が生じたときは、協議会の構成員の承認を得て退会することができる。
- 8 会長が必要と認めた場合は、協議事項及び出席者を限定した分科会を設置することができる。

(会議)

第6条 協議会の開催にあたり、事務局が構成員等を招集する。

- 2 事務局は、協議会において協議を行うときは、法第50条の3第3項の規定に基づき、構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。
- 3 構成員は、法第50条の3第4項の規定に基づき、協議の通知を受けたとき、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。
- 4 協議会が必要と認めたときは、構成員等以外の者に対し、資料の提供、意見の表明、その他の必要な協力を求めることができる。
- 5 協議会にて協議が調った事項については、構成員は、法第50条の3第6項の規定に基づき、その協議の結果を尊重しなければならない。

(情報公開)

第7条 協議会は、構成員の自由な議論を担保する観点等から、原則として非公開とする。

- 2 事務局は、公開する会議資料の作成に際し、事前に関係する構成員の了承を得なければならない。
- 3 配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
- 4 議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第8条 協議会の構成員及びその関係者は、前条第1項で非公開とした情報を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

- 2 関係者とは第4条に掲げる構成員以外の出席者のほか、資料作成に関わる者、協議会資料を取りまとめる者をいう。

(書面による会議)

第9条 協議会は、第5条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認めた場合は、書面による会議として開催することができる。

(分科会)

第10条 協議会は特定の事項を協議するため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、事務局が指名する構成員等を招集し開催する。
- 3 第4条から前条までの規定は、分科会について準用する。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会又は分科会の運営に関し必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

(附則)

この規約は、令和5年7月12日から施行する。